平成２１年（フ）第１１３号
宮城県石巻市大門町４丁目４番11号
債務者　秋山　右樹
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
宮城県石巻市中浦２丁目１番７号エクセラン・メゾンA102号
債務者　内海　伸浩
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
福島県いわき市平字堂ノ前３番地
債務者　大内秀次郎
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１３６号
群馬県館林市新宿１丁目12番16号
債務者　**荒**川　　勉
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１４３号
群馬県太田市新田金井町353番地２
債務者　坂庭　真美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１９１号
静岡県沼津市東椎路1531番地の10、前住所静岡県静岡市駿河区中原571番地　田中屋印刷所内
債務者　清水　隆弘
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
静岡県沼津市本字浅間町261番地
債務者　太田　　澄
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３８２０号
大阪市平野区喜連東２丁目２番36号
債務者　阿部　丸子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１２１１号
堺市堺区宿院町西４丁１番11号　エイトビル301号、前住所堺市堺区大浜北町２丁６番10―1106号、前々住所同市同区大浜南町１丁２番８―312号
債務者　中村　　勝
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
岡山県倉敷市玉島黒崎4729番地３
債務者　原田　秋雄
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
岡山県倉敷市北畝１丁目10番28号
債務者　石川計二郎
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第８４６号
静岡県焼津市本町１丁目５番５号レオパレス焼津本町105号　申立時の住所愛知県刈谷市築地町２丁目13番地３東畑ハイツ203号
債務者　荒河　貴志
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月３日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
愛知県岡崎市蓑川新町３丁目１番地７　ビューランド雅103
債務者　山田　恭之
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月３日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
栃木県足利市大前町609番地１
債務者　加藤　昭子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第９３号
栃木県佐野市石塚町491番地
債務者　山崎　光雄
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月24日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第７０号
静岡県富士市大淵2213番地の251
債務者　清水　誠子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１０４号
静岡県富士宮市豊町13番３号
債務者　望月　真樹
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部